

上尾丸山公園・上平公園・平塚公園におけるキッチンカー募集要項

1 公募の目的

- ・公園の利便性を高め、利用者数や魅力・賑わいの向上を図るため。
- ・本要項に基づき、業としてキッチンカーを運営する事業者に平等に販売の機会を提供するため。

2 募集概要

上尾丸山公園・上平公園・平塚公園におけるキッチンカー誘致として、以下のとおり募集する。

上尾丸山公園 原則1日12台程度（設置場所：児童遊園地前、修景池前、売店前）

上平公園 原則1日4台程度（配置場所：子ども遊具、多目的広場間園路付近）

平塚公園 原則1日1台程度（配置場所：管理事務所前）

※応募する際は、別添配置図を参考にして、公園の利用状況等を把握するためにも、事前に現地の下見をすること。

※同一事業者の同日程の出店は、各公園に1台までとする。

例：同一事業者が同じ日に各公園で1台ごとに出店したい。→○

同一事業者が同じ日に同じ公園で2台出店したい。→×

(1) 出店場所

- ・上尾丸山公園（上尾市大字平方3326番地）
- ・上平公園（上尾市大字菅谷16番地）
- ・平塚公園（上尾市大字平塚1212番1外）

※園内出店場所は、別図の場所とし、詳細は、当社と協議の上決定。

(2) 販売品目

酒類を除く飲食物（自動車による営業（調理・製造・販売）で保健所より許可を得ているもの）。

(3) 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

3月申請→4月営業分、4月申請→5月営業分、5月申請→6月営業分

6月申請→7月営業分 7月申請→8月営業分、8月申請→9月営業分

9月申請→10月営業分、10月申請→11月営業分、11月申請→12月営業分

12月申請→1月営業分、1月申請→2月営業分、2月申請→3月営業分

で許可する。

その他 市の指示及び当社の事業開催による期間は出店できない。

12月29日～1月3日は、施設管理上、出店できない。

当該地において、市や当社の特段の事情がある際は出店できない。

(4) 営業可能な時間

午前9時から午後4時まで

(ただし、店じまい時間は、夏・冬の日入りを考慮し、1時間程度前後しても可とし、午前8時30分から入園可能。片付け後、午後5時までに園内から撤収する。)

(5) 出店料 (1日1台あたり)

・丸山公園・上平公園 1,500円

・平塚公園 1,000円

例 納付額 = 決定された出店希望日数 × 出店料 1,500円

出店登録申請及び出店希望日程表を募集期間中に、提出先である管理課(上尾市大字菅谷16番地 上平公園管理事務所内)に提出し、受領された後、要項に基づく選定方法で選出された事業者は、納付する。

・雨天などの天候による出店使用料の軽減・返金はしない。

(6) 出店振替

振替は不可とする。

3 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者又は、食品衛生責任者の資格と見なされる資格(調理師等)及び自動車による食品営業に係る営業許可(調理・製造・販売若しくはその両方。埼玉県内の許可)を有するもの。
- (5) キッチンカーは出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店はできない。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である(使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす。)

4 許可条件等

(1) 許可方法

出店許可証を発行する。

(2) 許可対象

「2 募集概要」の各公園における原則台数程度(団体等で複数車両を有する場合、出店

車両の変更を可とするが、出店車両の営業許可証などは事前に当社に提出すること。また、販売品目も、事前に申請することにより変更を可能とする。

(3) 許可期間

「2 募集概要」の営業可能期間および時間

(4) 許可対象範囲

1 区画（車両 1 台、発電機等の資材及び販売スペース）

※ 飲食する椅子やテーブルは設置できません。

(5) 当社の事業への協力

当社が臨時的に実施するアンケート（利用者へのアンケート配布回収、出店者へのアンケート及び売上情報等の提出）があった際は、協力すること。

(6) ごみの処理

ア ごみの処理に関する出店者と指定管理者の基本方針は、公募目的である、公園の利用促進・魅力向上を図ることから、双方の協力をもって行うものとする。

イ 出店者は、必ずごみ箱をキッチンカーの直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して持ち帰り、適切に処分すること。また、購入者に対し、ごみの適正な処理を促すこと。

ウ 出店者は、キッチンカー及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。

エ 当社が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。

オ 園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。

(7) その他事項

ア 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、当社へメール等で連絡すること。

イ 園内は、ハザードランプを点灯、公園利用者を最優先に速度 5 km/h 以下で走行すること。

ウ 園内の指定された場所以外に駐車することは出来ない。

エ 園内の電気と水道の利用は原則、許可しないので、出店者が用意すること。やむを得ず、必要な際は、当社と協議すること。

オ 出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。

カ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を当社に報告すること。

キ 出店中はBGM等の使用はしないこと。

ク 申請に虚偽があった場合や許可条件、ごみの処理を守らない場合は、当社は出店許可を取り消すことができる。

ケ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。

コ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。

サ 出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うことと。

シ 許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等を行なわないこと。

ス 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。

セ 出店希望者は、当社が通知する、「出店許可証」をもって出店許可が成立するものとする。

ソ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。

タ 新型コロナウイルス感染症対策を実施し、消毒液の設置等の衛生管理を徹底すること。

チ その他不明な点については、当社担当者と協議すること。

5 募集期間・選定方法

（1）出店希望日が重複した場合は、以下の優先順とする。それ以外の選定方法は、抽選とする。

- ① 上尾商工会議所会員又は、上尾市観光協会会員
- ② 市内事業者
- ③ 市外事業者

（2）募集は、以下の期間内に受け付ける。

| 営業月 | 募集期間 |
|--------|----------|
| 令和6年4月 | 3月1日～11日 |
| 5月 | 4月1日～9日 |
| 6月 | 5月1日～13日 |
| 7月 | 6月3日～11日 |
| 8月 | 7月1日～9日 |
| 9月 | 8月1日～9日 |
| 10月 | 9月2日～10日 |

| | |
|--------|-----------|
| 11月 | 10月1日～9日 |
| 12月 | 11月1日～12日 |
| 令和7年1月 | 12月2日～10日 |
| 2月 | 1月6日～14日 |
| 3月 | 2月3日～12日 |

(3) 決定者には、後日、当社より様式1記入の連絡先にお知らせし、手続きを進める。

(4) 出店決定者による、追加出店希望の募集について

抽選の結果、「2 募集概要」に基づく、1日の原則台数を満たさない場合は、再度、各期間における出店決定者へ追加出店について、当社担当者より打診する。

(5) 抽選の結果、希望日や希望場所での出店が、かなわない場合は、出店希望者に対し異なる条件での出店について、当社担当者より打診する。

注意事項

- ・本要項に基づく、各事項を遵守すること。著しく違反した事業者は、直ちに出店を中止する。また、今後の募集の際には、出店の許可をしない。
- ・著しい違反行為は、本要項に関する事、利用者に対する接客に関する事等、公園内において、社会通念上許容出来ないものを指す。

6 申込方法

(1) 提出資料

| 初めての出店希望の場合 | 2回目以降 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 出店登録申請書（様式1） ・ キッチンカー出店希望日程表 ・ 事業概要書 （参考様式・法人は会社案内でも可能） ・ 営業許可書の写し （埼玉県内の保健所が発行したもの） ・ 食品衛生責任者又は同等の効力を有する書類の写し ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）の証明書の写し ・ 車検証の写し ・ 運転免許証の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・ キッチンカー出店希望日程表 * 決定を受けたことがある事業者は、以下の書類に変更が生じない場合は、省略する事が出来る。 ・ 出店登録申請書（様式1） ・ 事業概要書 （参考様式・法人は会社案内でも可能） ・ 営業許可書の写し （埼玉県内の保健所が発行したもの） ・ 食品衛生責任者又は同等の効力を有する書類の写し ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）の証明書 |

| | |
|--|---|
| <p>・「5 募集期間・選定方法」(1) 優先順のわかるもの (会員入会の領収書写し等)</p> | <p>の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車検証の写し ・ 運転免許証の写し ・ 「5 募集期間・選定方法」(1) 優先順のわかるもの (会員入会の領収書写し等) |
|--|---|

(2) 資料提出及び出店料納入場所について

【資料の提出方法】 郵送、持参及び電子メール ※初回の申請は必ず持参すること。

〒362-0003 上尾市大字菅谷 16 番地 (締切日必着)

ageokousyakitchencar@ageo-kousya.or.jp

【出店料納入方法】 出店日確定後から出店月の5日前までに以下の方法で全日程の出店料を納入

①振込の場合 埼玉りそな銀行上尾支店 普通 4156990

公益財団法人上尾市地域振興公社

※振込手数料は出店者でご負担ください。

②現金の場合 公益財団法人上尾市地域振興公社管理課

上尾市大字菅谷 16 番地 (上平公園管理事務所内)

【問 合 せ 先】 公益財団法人上尾市地域振興公社

管理課 048 (776) 3311 (直通)

※土日及び祝日は営業していません。